

平成21年1月29日
株式会社日本政策金融公庫

政府の「生活対策」に基づく「セーフティネット貸付」の拡充及び 『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口の設置について

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、今般の国際的な金融不安及び景況悪化等の影響により、売上又は利益が減少している中小・小規模企業の皆さまに対する相談態勢を一層強化するため、1月30日（金）から、『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口を設置するとともに、セーフティネット貸付等の融資制度の拡充策を実施します。（今般の拡充策等は、国民生活事業、中小企業事業で実施するものです。）

融資制度の拡充及び特別相談窓口内容

【融資制度の拡充】

1 セーフティネット貸付の拡充

セーフティネット貸付の利率の引下げや貸付限度額の拡充などを行い、中小・小規模企業の皆さまに対する一層の支援を行ってまいります。（* 下線部分が政府の経済対策「生活対策」による拡充部分です。）

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金
融資対象者		○社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方 ※ <u>新たに設置される「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口にご相談いただくことでもご利用が可能です。</u>	○金融機関との取引状況の変化等により、資金繰りに困難を来している方 ○ <u>国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方</u>
資金用途		運転資金、設備資金（注1）	運転資金、 <u>設備資金（注1）</u>
貸付限度額	国民生活事業	4,800万円（注2）	別枠 4,000万円
	中小企業事業	<u>7億2,000万円</u>	別枠 3億円
ご返済期間（据置期間）		運転資金： 8年以内（3年以内） 設備資金： 15年以内（3年以内）	運転資金： <u>8年以内（3年以内）</u> 設備資金： <u>15年以内（3年以内）</u>
利率		基準利率 <u>（ただし、最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金は「基準利率－0.3%」）</u>	

（注1）生活衛生セーフティネット貸付は、運転資金のみの取扱いとなります。

（注2）生活衛生セーフティネット貸付においては5,700万円以内です。

2 借換需要への対応

資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要へ対応します。

【特別相談窓口の設置】

今般の国際的な金融不安及び景況悪化等の影響により、売上又は利益が減少している方からのご相談に円滑、迅速かつきめ細かく対応するため、『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口を設置します。